

流山市公共工事の中間前金払取扱要領

(趣旨)

第1条 流山市契約事務取扱要領(平成4年12月18日制定。)(以下「取扱要領」という。)による公共工事の中間前金払に関する事務の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

(中間前金払の対象)

第2条 取扱要領第17条の2第1項に規定する中間前金払の対象は、取扱要領第17条の規定により前金払を受けた工事であって、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前金払をする額)

第3条 前条に規定する中間前払金の額は、契約金額の2割に相当する額(その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。)以内で中間前金払ができる。ただし、前払金及び中間前払金の合計額は、契約金額の6割に相当する額(その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。)を超えることができない。

(中間前金払に係る認定請求等)

第4条 中間前金払を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出し認定を受けなければならない。

- (1) 中間前金払認定請求書(様式1)
- (2) 工事履行報告書(様式2)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 第2条に掲げる要件を満たしていることの認定について、前項による請求があった場合は、ただちに調査を行わなければならない。

3 前項の調査は、工事を主管する課の課長(以下「工事主管課長」という。)が行うものとし、工事主管課長は、その結果が妥当と認めるときは、中間前金払認定調書(様式3)を作成のうえ、契約の相手方に交付しなければならない。

(中間前払金の請求手続)

第5条 前条第3項による認定を受けた者は、次に掲げる書類を提出して、中間前金払を申請することができる。

- (1) 中間前払金請求書(様式4)
- (2) 保証事業会社の中間前払金保証証書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の請求を受けたときは、その内容を審査のうえ、請求のあった日から14日以内にこれを支払うものとする。

(中間前金払の制限)

第6条 取扱要領第18条の規定による部分払を行うものについては、中間前金払を行わない。

2 前項に定める場合のほか、工事を主管する部の部長(以下「工事主管部長」という。)が、予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるときまたは中間前金払の必要がないと認めるときは、中間前金払の全部または一部を行わないことができる。

(中間前払金の使途制限)

第7条 中間前払金は、当該中間前払金に係る工事に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならないものとする。

(中間前払金の追加請求又は返還)

第8条 第5条第2項の規定により中間前払金の支払を受けた者は、当該中間前払金に係る請負契約に変更があったことに伴い、契約金額に著しい増額が生じたときは、当該増額後の契約金額について、第3条の規定により計算した中間前払金の額から既に支払を受けた中間前払金の額を差し引いた額の中間前払金を追加して請求することができる。

2 前項の規定により中間前払金の追加請求を行う者は、保証契約を変更させ、変更後の保証証書を市に提出しなければならない。

3 第5条第2項の規定により中間前払金の支払を受けた者は、当該中間前払金に係る請負契約に変更があったことに伴い、契約金額に著しい減額が生じたときは、既に支払を受けた前払金及び中間前払金の合計額が当該減額後の契約金額の10分の6の額を超えるときは、その超える額を当該中間前払金に係る請負契約に変更があった日から30日以内に市長に返還しなければならない。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該中間前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が定める率を乗じて得た額を遅延利息として徴収するものとする。

(継続費又は債務負担行為に係る中間前金払)

第9条 継続費又は債務負担行為に係る請負契約の中間前金払は、各会

計年度の年割額に相当する金額の範囲内においてこれを行うことができる。

- 2 継続費又は債務負担行為に係る請負契約においては、第2条中「工期」とあるのは「当該会計年度の建設工事実施期間」と、「工程表により工期の2分の1を経過」とあるのは「工程表により当該会計年度の建設工事実施期間の2分の1を経過」と、「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の工事」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度における年割額」と読み替えて準用するものとする。

(債務負担行為を伴う請負契約の特例)

- 第10条 債務負担行為を伴う工事であるため、第6条第2項により中間前払金の全部または一部を支払うことができなかつた場合において、工事主管部長が必要と認めるときは、翌年度開始後に中間前払金を支払うことができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領は、施行の日以後に行われた入札公告その他の契約の申し込みの誘引に係る契約から適用し、同日前に行われた入札公告その他の契約の申し込みの誘引に係る契約については、適用しない。